三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一号の火薬庫の壁及び屋根

ハ　第二十七条の四第二号の火薬庫の窓

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

四　火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視等により検査する。

三　火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。

ハ　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視等により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視等により検査する。

ハ　窓が設けられていないことを、目視等により検査する。

ニ　警戒設備の維持管理状況を、目視等により検査する。

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視等及び図面により検査する。

三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一号の火薬庫の壁及び屋根

ハ　第二十七条の四第二号の火薬庫の窓

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

四　火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。

三　火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。

ハ　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。

ニ　警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。